

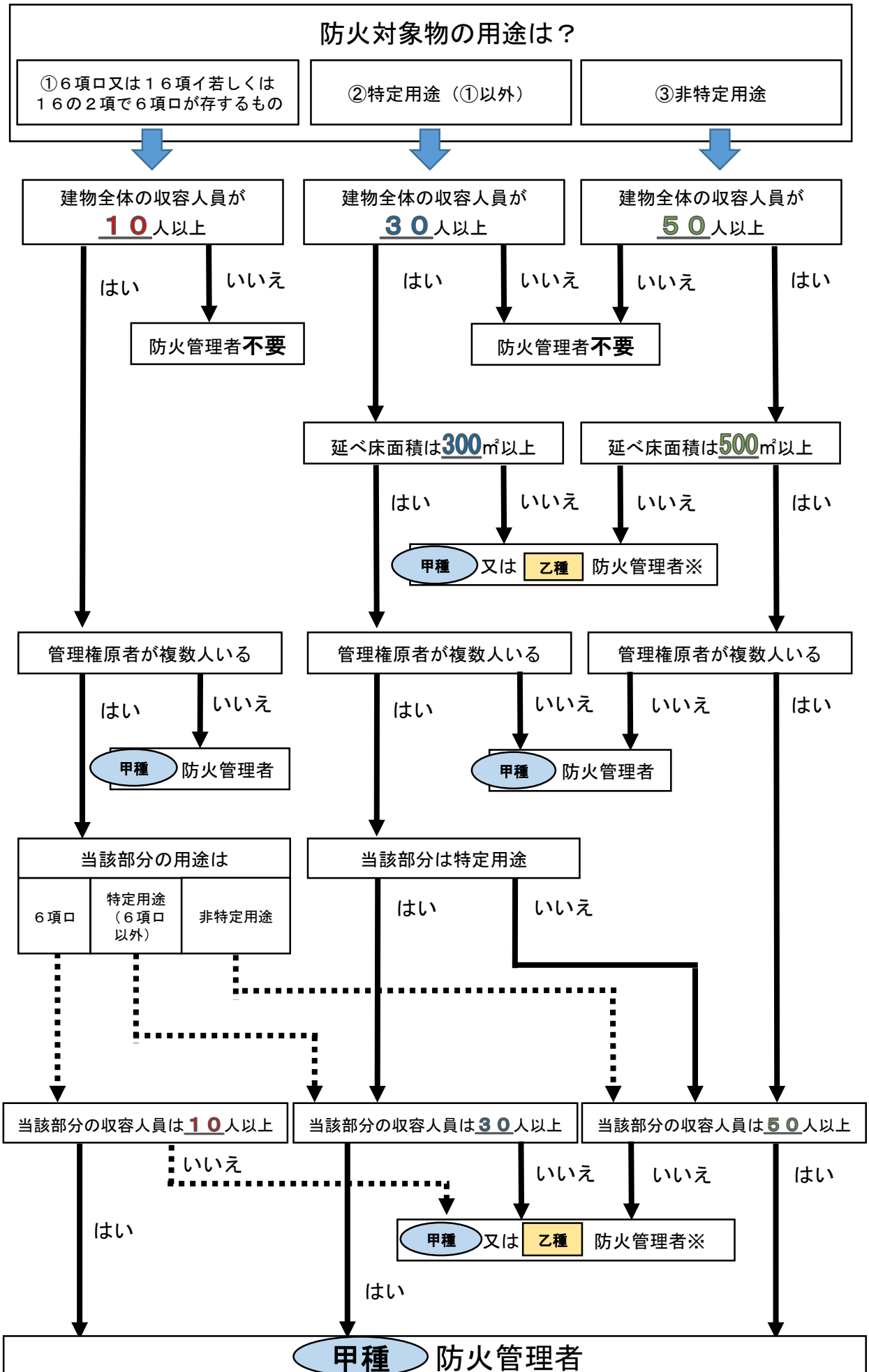
防火管理が義務付けられている防火対象物

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分			選任を要する収容人員	
(1)項	イ	劇場、映画館等	30人以上	
	ロ	公会堂、集会場		
(2)項	イ	キャバレー、カフェー		
	ロ	遊技場、ダンスホール		
	ハ	風俗関連店舗		
	ニ	カラオケボックス等		
(3)項	イ	待合、料理店		
	ロ	飲食店		
(4)項		物品販売店舗		
(5)項	イ	旅館、ホテル		50人以上
	ロ	共同住宅、寄宿舎		
(6)項	イ	病院、診療所		30人以上
	ロ	社会福祉施設(避難困難施設)		10人以上
	ハ	その他の社会福祉施設		30人以上
	ニ	幼稚園、特別支援学校		
(7)項		学校	50人以上	
(8)項		図書館、博物館		
(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	30人以上	
	ロ	公衆浴場		
(10)項		停車場	50人以上	
(11)項		神社、寺院、教会		
(12)項	イ	工場、作業場		
	ロ	スタジオ		
(13)項	イ	車庫、駐車場		
	ロ	航空機格納庫		
(14)項		倉庫		
(15)項		事務所等		
(16)項	イ	複合用途(特定用途含む)	30人以上 ((6)項ロが含まれる場合は10人以上)	
	ロ	複合用途(非特定用途のみ)	50人以上	
(16の2)項		地下街	30人以上 ((6)項ロが含まれる場合は10人以上)	
(17)項		文化財	50人以上	

※ は、特定用途

は、非特定用途

防火管理者 **甲種** ・ **乙種** フローチャート



※ 防火対象物全体が防災管理対象物である場合、甲種防火管理者の資格が必要。
 (防災管理対象物は防火管理者の選任が必要で、かつ防災管理者は甲種防火管理者の資格が必要のため)